

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を更新しました。

平成二十六年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
片山クリニック	大和郡山市九条町二九七〇一 KYビル 三階	平成二十六年四月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
スマイル薬局神功店	奈良市神功三〇七〇三〇一	平成二十六年四月一日
タマキ薬局	大和郡山市泉原町二二二〇一	平成二十六年四月一日
マルマツ薬局	橿原市四条町八二二〇三〇三	平成二十六年三月一日
明日香薬局	橿原市石川町八〇	平成二十六年四月一日
ヤスイ薬局	北葛城郡王寺町久度二〇二二二〇二	平成二十六年四月一日

三 指定訪問看護事業者等

事業者の名称	株式会社奈良在宅 看護センター
事業者の主たる事務所の所在地	宇陀市榛原萩 原二四九四
事業所の名称	アンフィニ訪問 看護ステーション
事業所の所在地	宇陀市榛原 萩原二四九 四
更新年月日	平成二十六 年四月一日